

現 行	改 定 後	備 考
【ATM カードローン】 第1条（契約の成立等） 1. あわぎん ATM カードローン取引（以下「本取引」という。）は、~~銀行が指定する普通預金口座（以下「指定口座」という。）のキャッシュカードを利用して、自動預金入金支払機（ATM）（以下「預金機」という。）により本取引の各種契約内容に同意のうえ、申込みを行い、銀行において、融資が適当と認められ、かつ、預金機で入力された内容と銀行への届出内容との一致を確認できた場合に契約が成立するものとし、指定口座の取引店に口座を開設するものとします。~~ 2. 本取引の契約が成立した場合、契約内容を記載した契約通知書を発行のうえ、指定口座のキャッシュカードにカードローン機能が付与されるものとします。（本取引については、専用のローンカードおよび通帳は発行しないものとします。） 3. 本取引に使用する口座は当座貸越専用口座（以下「貸越口座」という。）とします。 4. 本取引に使用する返済用普通預金口座は、第1項の指定口座とします。 5. 本取引に使用する指定口座は変更できないものとします。	第1条（契約の成立等） 1. あわぎん ATM カードローン取引（以下「本取引」という。）は、以下の①または②に該当する場合に成立し、指定口座の取引店に口座を開設するものとします。 ①銀行が指定する普通預金口座（以下「指定口座」という。）のキャッシュカードを利用して、自動預金入金支払機（ATM）（以下「預金機」という。）により本取引の各種契約内容に同意のうえ、申込みを行い、銀行において、融資が適当と認められ、かつ、預金機で入力された内容と銀行への届出内容との一致を確認できた場合 ②スマートフォン端末用アプリケーションあわぎんアプリまたはWallet+（以下「アプリ」という。）により、各種契約内容に同意のうえ、申込みを行い、銀行において、融資が適当と認められ、かつ、アプリで入力された内容と銀行への届出内容との一致を確認できた場合 2～5. 同 左	

新旧対比表（ATM カードローン取引規定）

別紙 2

現 行	改 定 後	備 考
第 2 条（取引の方法） 1. 本取引は、銀行本支店のうちいずれか 1 か店のみ開設できるものとします。 2. あわぎん ATM カードローン契約（以下「本契約」という。）にもとづく本取引は、指定口座のキャッシュカードにカードローン機能が付与された、あわぎん ATM カードローン・カード（以下「カード」という。）の使用による当座貸越取引とし、小切手、手形の振出しあるいは引受け、公共料金等の自動支払いは行いません。 3. 本取引にもとづく当座貸越はカードまたは請求書を使用して出金することにより発生し、また入金することにより減少します。 4. 請求書により出金する場合は、銀行所定の請求書に指定口座の届出印章により記名押印して提出します。 5. カード、預金機の取扱いは、別に定めるあわぎんローンカード規定によります。	第 2 条（取引の方法） 1. 同 左 2. 同 左 3. 本取引にもとづく当座貸越は<u>カード、請求書、アプリ</u>を使用して出金することにより発生し、また入金することにより減少します。 4. 同 左 5. 同 左 6. 前項にかかわらず銀行が認めた場合に限り、借主は銀行の所定の手続きをしたうえで、第 1 条 1 項に記載の借主名義の普通預金（総合口座を含む）口座に当座貸越の代わり金を入金する方法により、当座貸越の借入ができるものとします。この場合、銀行は、当座貸越口座から第 4 条に定める契約極度額の範囲内で当座貸越を行い、借主名義の普通預金（総合口座を含む）口座に入金するものとします。	6 項 新設

新旧対比表（ATM カードローン取引規定）

別紙2

現 行		改 定 後		備 考
第6条（約定弁済・任意弁済） 1. 本契約にもとづく、毎月の弁済は、毎月 10 日（休日の場合は翌営業日）に前月 10 日（同前）の貸越残高に応じて下表のとおり行うものとし、貸越残高が下表の約定弁済額に満たないときは、当座貸越残高の全額を弁済します。		第6条（約定弁済・任意弁済） 1. 本契約にもとづく、毎月の弁済は、毎月 10 日（休日の場合は翌営業日）に前月 10 日（同前）の貸越残高に応じて下表のとおり行うものとし、貸越残高が下表の約定弁済額に満たないときは、当座貸越残高の全額を弁済します。		返済方法の変更
前月 10 日の利用残高	約定弁済額	前月 10 日の利用残高	約定弁済額	
1 万円未満	貸越残高全額	2 千円未満	貸越残高全額	
1 万円以上 50 万円以下	1 万円	2 千円以上 10 万円以下	2 千円	
		10 万円超 20 万円以下	4 千円	
		20 万円超 30 万円以下	6 千円	
		30 万円超 40 万円以下	8 千円	
		40 万円超 50 万円以下	1 万円	
		50 万円超 100 万円以下	2 万円	
		100 万円超 200 万円以下	3 万円	